



# 日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会

## 令和7年度 第1回 常任幹事会レポート



去る令和7年5月26日(月)に開催された標記会議内容についてお知らせします。

### 議題 1. 令和6年度総合型地域スポーツクラブ育成事業報告及び決算について

事務局から「総合型地域スポーツクラブ育成プラン 2023-2027」(以下「育成プラン 2023-2027」という。)に基づく、令和6年度事業報告(案)と決算(案)に関して説明し、協議の結果、内容について承認された。

〈主な意見〉

なし

### 議題 2. 総合型地域スポーツクラブ全国協議会諸規程の改定について

#### (1) タイプ別認証規程/認証基準細則の改定

事務局から、タイプ別認証規程および認証基準細則について、下記の改定案を説明し、協議の結果、承認された。

〈主な意見〉

○タイプ別認証申請基準の「④自治体や学校と連携を取れている」という基準について、具体的にどういうことを示すことになるのか。

#### 【事務局】

審査書類の回答シートの中で、HPに掲載されているものについては、資料やURLを提出してもらい、そこから判断する。活動が公表されていない場合は、記述で詳細を記入してもらうようにする。

#### 【タイプ別認証規程】

申請条件に関する条項として第 4 条を追加した。また、第 4 条の追加に伴い、第 5 条の認証申請についての条項において、下線部のとおり追記した。

さらに、各条項番号を 1 条ずつ繰り下げ、附則を追記した。

#### 第 4 条(申請条件)

タイプ別認証は、次の事項を満たす場合に申請することができる。

(1)登録クラブであること

(2)総合型クラブとして法人格を有していること

(3)タイプごとに別に定める申請条件

#### 第 5 条(認証申請)

タイプ別認証は、基本規定第 5 条に基づくクラブ登録が、前条に定める申請条件を満たし、全国協議会が定める当該タイプ別認証基準を具備したのもをもって、都道府県体育・スポーツ協会都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会(以下「都道府県協議会」という。)に都道府県協議会が定める期日月までに申請し、都道府県協議会が取りまとめて、全国協議会に 2 月末日までに申請する。

#### 附則(令和7年5月26日)

1 令和7年5月26日に第4条を改定。この改定は、令和7年5月26日から施行する。

#### 【認証基準細則の名称変更】

認証規定の改定に伴い、細則の名称を変更した。

(改定前)タイプ別認証基準細則

(改定後)タイプ別認証申請・基準細則

#### 【認証基準細則】

タイプ別認証規程の改定に伴い、第 1 条の下線部、および第 2 条、別表 1 を追記した。

さらに、各条項番号を 1 条ずつ繰り下げ、附則を追記した。

#### 第 1 条

本細則は、公益財団日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会タイプ別認証規定(以下「認証規定」という。)第 4 条および第 5 条に基づき、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会(以下「全国協議会」という。)のタイプごとの申請条件及びタイプ別認証基準に関することについて定める。

#### 第 2 条(タイプごとの申請条件)

認証規程第 4 条に定めるタイプごとの申請条件は別表 1 のとおりとする。

#### 附則(令和 7 年 5 月 26 日)

1 令和 7 年 5 月 26 日に第 1 条および第 2 条を改定。この改定は、令和 7 年 5 月 26 日から施行する。

別表1

| タイプ名           | タイプごとに定める申請条件                          |
|----------------|--|
| (1)部活動の地域展開タイプ | 部活動の地域展開における、地域スポーツクラブ活動の運営団体を担っていること。 |

### (2)クォータ制導入に伴う「基本規程」の改定

事務局から、全国協議会代表委員へのクォータ制導入について、令和7年度は、都道府県連絡協議会で意見の聴取を実施し、再度協議することについて、協議の結果、承認された。

意見聴取では、改定案に対する賛否や具体的な意見、導入時期、現在行っている対策等を確認するとした。

また、クォータ制導入の是非については、調査対象とせず、制度内容に関する意見に絞って実施することを確認した。

#### 〈主な意見〉

○各都道府県連絡協議会の男女比はどうなっているのか。都道府県連絡協議会の役員の男女比を考慮して構成している都道府県はあるのか。実際に役員の男女比を把握する必要がある。各都道府県連絡協議会で役員の選出方法は異なっているが、その役員構成に総合型クラブの代表者が多い都道府県の場合、そもそも総合型クラブ代表者の女性の割合を増やしていかなければいけないため、クォータ制のプロセスについて検討していかなければならない。

#### 【事務局】

役員の男女比の最新の実態についても、意見聴取で回答してもらうようにする。現状把握調査において、女性役員の比率が30%を超えている都道府県は全体の3割程度となっているが、0%の都道府県もある。

### (3)登録基準細則の改定について

事務局から、登録基準細則の改定について説明し、協議の結果、原案から一部修正し承認された。

#### 【登録基準細則(令和7年5月26日改定)】

[総合型地域スポーツクラブ全国協議会 登録基準細則\(令和7年5月26日\)](#)

・基本基準(1)活動実態に関する基準 ①多種目(複数種目)のスポーツ活動を実施している。

基準の改定はないが、申請書類の一部を修正し、『当協会公認スポーツ指導者養成種目』『未養成種目』

『その他』で種目の整理を行った。

#### 〈主な意見〉

なし

・基本基準(1)活動実態に関する基準②多世代(複数世代)を対象としている。

必ず満たすべき運用ルール「次の世代区分のうちいずれか2区分以上の会員※2がいる。」の※2に定める会員の定義を以下のとおり修正した。

#### 〈主な意見〉

なし

(改定前)

※2:会員とは、年会費等、年間で会費を支払っている会員を示す(月会費や教室・イベントごとの参加費等は含まない)。ただし、この基準を満たす総合型クラブは限られてしまう可能性もあることから、移行措置として当面の間は申請した総合型クラブが会員として扱っている者を会員としてみなす。

(改定後)

※2:会費・参加費の支払い有無や活動状況に関わらず、クラブが規約等※7で会員として扱っている者を会員としてみなす。(※7:規約・会則・定款等を指す。)

・基本基準(1)活動実態に関する基準 ③適切なスポーツ指導者を配置している。

事務局から指導者資格取得の移行措置期間について、案として2パターンを提示し、協議した結果、移行措置期間を延長はしないが、移行措置期間終了時までの登録クラブにおける基準到達状況により、移行措置の見直しを行う可能性があるとし、併せて移行措置期間内に資格取得率100%に近づけていけるように促していくこととした。また、必ず満たすべき運用ルールを以下のとおり改定した。

【事務局から提示したパターン】

パターン① 移行措置期間を令和11年度登録認定時までとする。

パターン② パターン①に加えて、さらに令和15年度まで移行措置期間を段階的に設ける。

〈主な意見〉

○北海道で話し合ったところではパターン①でよいのではないかという意見が出た。パターン②にしても、段階的な移行措置期間を見越してなかなか動き出さないクラブも出てきてしまうのではないか。令和12年度以降の移行措置期間の延長期間は短くしてもよいと思う。

○パターン②について企画部会ではどのような意見がでたのか。

○JSPO 公認指導者資格の受講有効期間は概ね4年間だが、競技別指導者資格は、競技の種類によっては年度内の養成講習会の開催回数や受講人数が限られてしまい、資格取得を希望してもなかなか受講できないという場合が想定される。

○意見聴取の結果を見ると、パターン②で対応していく方がよいのではないのか。また、指導者が資格の取り方について理解できていない点に問題がある。

○令和12年度以降の移行措置期間は期限設定をした方が資格取得のパーセンテージも上がってくるのではないか。

○この議論の初期は、全員が資格を取得するという話で、すぐに行うことが難しいということで移行措置期間を設けた。これ以上移行措置期間を延ばしてもずるずる進むだけなので、期限を決めた方がよい。また、資格を取得したばかりの時は何も仕組み等が分からないため、JSPOが関係者に対して、指導者資格の情報を周知するなどサポート体制を示していくことが必要ではないか。

○都道府県スポーツ協会も資格の取得情報について、もっと周知するべき。

○JSPO 公認指導者資格に対象種目がない場合、共通の資格があれば活動できるようにフォローしていかないといけない。また、ダンスの種目の人は、ダンスの資格を取得する際、自分達の行っている活動が含まれていない可能性があり、種目の整理が必要である。

【事務局】

種目の整理は今後JSPO公認指導者養成種目、未養成種目、その他で行う予定である。また、事務局としては登録クラブの増加とともにクラブの質も保っていきたい。資格取得に前向きなクラブはよいが、そうではないクラブもあり、4年間で完全に基準を満たすことができるのか議論もある。

○代表委員から都道府県、都道府県から各クラブへ情報提供をするときに、今までの協議のプロセスを挟むことが重要だと考える。

○令和12年度の登録申請時に資格取得率100%を目指すのが、達成できないクラブについては、例えば、猶予期間をさらに2年間設けるやり方があるとしてもよいのではないか。パターン③として、「4年を移行措置期間とするが、猶予期間を設けながら、移行を目指す」という案も考えられる。

【必ず満たすべき運用ルール】

(改定前)

- ・クラブマネージャー又は事務局員の少なくとも1名は、日本スポーツ協会公認クラブマネージャー又はアシスタントマネージャー資格を有している※3
- ・定期的なスポーツ活動において、日本スポーツ協会が公認スポーツ指導者(以下「公認スポーツ指導者」という。)を養成している競技・種目については、当該競技の公認スポーツ指導者資格を有するスポーツ指導者が少なくとも1名は配置されている。※3

(改定後)

・日本スポーツ協会(以下「JSPO」という。)が公認スポーツ指導者を養成している競技・種目の定期的な教室活動の指導者のうち少なくとも1名はスポーツコーチングリーダーやスタートコーチをはじめとするJSPO公認スポーツ指導者資格(スポーツリーダーは除く)を有している。なお、JSPOが同等と認める関連資格保有者も可とする。※3

※3:令和11年度登録認定時までは本基準が満たされないことを理由に、登録を不可とすることはしない(令和12年度登録申請時からは、移行措置を終了する。ただし、移行措置期間終了時までの基準到達状況により、移行措置の見直しを行う可能性がある。)

- ・基本基準(1)活動実態に関する基準 ④安全管理体制を整備している  
必ず満たすべき運用ルールと申請書類の一部を以下のとおり、修正した。

〈主な意見〉

なし

【必ず満たすべき運用ルール】

(改定前)

- ・緊急連絡体制を整備している。※4

※4:不測の事態に備え、あらかじめ医療機関をはじめとした各種機関・団体等や総合型クラブ内関係者の緊急時に関する連絡体制を整えていることを指す。

(改定後)

・クラブの各スポーツ活動における安全管理をスポーツコーチングリーダーやスタートコーチをはじめとするJSPO公認スポーツ指導者資格(スポーツリーダーは除く)が担っている。なお、JSPOが同等と認める関連資

格保有者も可とする。 ※4

・緊急連絡体制を整備している。 ※5

※4:令和 11 年度登録認定時までは本基準が満たされないことを理由に、登録を不可とすることはしない(令和 12 年度登録申請時からは移行措置を終了する)。

※5:不測の事態に備え、あらかじめ医療機関をはじめとした各種機関・団体等や総合型クラブ内関係者の緊急時に関する連絡体制を整えていることを指す。

#### 【申請書類】

緊急事態発生時の連絡体制が分かる資料(緊急時のフロー・連絡体制図など)を申請書類として提出することとする。

・基本基準(2)運営形態に関する基準 ⑤クラブマネージャー等に専門的知識を有する者を配置している。

この基準は、新たに以下のとおり策定した。

〈主な意見〉

なし

#### 【個別基準】

⑤クラブマネージャー等に専門的知識を有する者を配置している。

#### 【必ず満たすべき運用ルール】

・クラブマネージャー、事務局員および役員というクラブの運営に関わる者の少なくとも 1 名は、日本スポーツ協会公認クラブマネージャーまたはアシスタントマネージャー資格を有している。 ※4

※4:令和 11 年度登録認定時までは本基準が満たされないことを理由に、登録を不可とすることはしない(令和 12 年度登録申請時からは移行措置を終了する)。

・基本基準(2)運営形態に関する基準 ⑥地域住民が主体的に運営している。

個別基準について、⑤を新たに策定したことに伴い、以降の番号をそれぞれ 1 つずつ繰り下げた。また、必ず満たすべき運用ルールと申請書類の一部を以下のとおり修正した。

〈主な意見〉

なし

#### 【必ず満たすべき運用ルール】

(改定前)

・規約等 ※5・事業計画・予算、事業報告・決算を議決する意思決定機関の議決権を有する者の過半数が総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型クラブ」という。)の所在する市町村 ※6 の住民である(又は当該市町村の住民と当該市町村に近隣の市町村の住民を合算すると過半数である)。

・非営利組織である。 ※7

(改定後)

・総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型クラブ」という。)の最高意思決定機関の議決権を有する者の過半数が、総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型クラブ」という。)が所在する市町村 ※6 の住民、在勤者または在学者である(前述の要件を満たせない場合は、総合型クラブが所在する市町村並びに当該市町村に近隣の

市町村の住民、在勤者及び在学者を合算すると議決権を有する者の過半数となる。

・非営利組織である。※7

※6:特別区は市町村に準ずる。

※7:営利法人である「株式会社」「合同会社」「合資会社」「合名会社」等は対象外。

【申請書類】

役員名簿の提出は不要とし、住民や在勤・在学者の人数等、最高意思決定機関の「議決権保有者の構成」を申請書類として提出することとする。

・基本基準(3)ガバナンスに関する基準⑦規約・会則・定款等(以下、「規約等」という。)が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営している。

必ず満たすべき運用ルールについて、以下のとおり修正した。

〈主な意見〉

なし

【改定内容】必ず満たすべき運用ルール

(改定前)・規約等※5の改廃に必要な議決について当該規約等に定めている。

(改定後)規約等※8の改廃に必要な総会・理事会・運営委員会等の意思決定機関の議決について当該規約等に定めている。

※8:規約・会則・定款等を指す。

・基本基準(3)ガバナンスに関する基準⑧事業計画・予算、事業報告・決算が、意思決定機関で議決されている。

必ず満たすべき運用ルールについて、以下のとおり追記をした。

〈主な意見〉

なし

【必ず満たすべき運用ルール】

(改定前)・事業計画・予算、事業報告・決算を議決した意思決定機関の議事録(出席者が明記されているもの)が提出されている。

(改定後)事業計画・予算、事業報告・決算を議決した総会・理事会・運営委員会等のうち最上位の意思決定機関の議事録が提出されている。※9

※9:法人格を有している場合は、法令に定める方法で作成すること。任意団体の場合は、以下の内容が含まれていることが望ましい。

記載内容

(1)日時及び場所

(2)議決権を有する者の総数及び出席者数(書面表決者または表決委任者がある場合には、その数を付記すること。)

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

### 議題 3. 総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度 認証制度について

事務局から、認証制度について、認証制度の運用状況、新たな認証タイプの進捗状況について報告した。引き続き、昨年度作成したリーフレットを活用してスポーツ庁や各都道府県スポーツ協会の協力を得て、都道府県スポーツ主管課にも周知を行っていく予定である。また、申請クラブへのフィードバックのタイミングや、審査機関をMS&AD インターリスク株式会社に委託することを説明し、承認された。また、介護予防タイプと障がい者のスポーツ推進タイプのワーキンググループの進捗状況を報告した。

〈主な意見〉

なし

### 議題 4. 総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度 都道府県独自基準の策定

事務局から、大分県から申請があった独自運用ルール・独自基準(案)を説明した。協議の結果、大分県の独自運用ルールは承認された。

〈主な意見〉

なし

### 議題 5. ブロック別クラブネットワークアクションについて

#### (1) 共通プログラムについて

事務局から、ブロック別クラブネットワークアクションの共通プログラムのテーマとして決定している「次代の人材確保・育成」の取り組み内容について説明した。人材確保・育成の施策の検討にあたっては、現場の課題やニーズを把握する必要があると考え、クラブ関係者や支援者による意見交換やワークを実施し、得られた情報を今後の人材確保・育成施策検討に活用する予定としている。協議の結果、共通プログラムの方針について承認された。

〈主な意見〉

○クラブのビジョンを達成していくために「人」が大切だということを忘れてはいけない。

#### (2) 次年度以降に向けた検討について

事務局から、ブロック別ネットワークアクションの各種課題への対応について見直し案を検討するスケジュールを説明した。令和 7 年度から段階的に検討を進め、令和 8 年度には実行委員会の構成や経費見直しの施行を目指し、令和 9 年度以降にブロック区分の見直しの施行を目指す。令和 7 年度開催から、参加者設定の見直しに伴い、参加対象者にスポーツ少年団関係者及びスポーツ推進委員を追加した。今年の 8 月頃に予定している都道府県連絡協議会への意見聴取を経て、常任幹事会で継続して協議していく。

〈主な意見〉

なし

## 報告 1. 総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度 令和 7 年度登録クラブについて

事務局から、令和 7 年度登録クラブが 1,121 クラブとなり、前年度比で 34 クラブ増加したことについて報告した。特に神奈川県で 8 クラブ、岐阜県で 10 クラブの増加が見られた。一方で、令和 6 年度登録クラブのうち 61 クラブが登録を更新しておらず、詳細な分析を進めるとともに、都道府県スポーツ協会や都道府県連絡協議会と連携し、登録クラブ数の増加に向けた取組を検討していく。

〈意見〉

○自県では、今年度から県の認定と登録制度を一緒にしたため、登録クラブが増えた。また、指導者資格についても積極的に取得する動きがある。

## 報告 2. 総合型地域スポーツクラブ全国協議会 令和 7.8 年度ブロック代表常任幹事候補者

事務局から、総合型地域スポーツクラブ全国協議会令和 7・8 年度ブロック代表常任幹事候補者として、全国 9 ブロックから選出された 9 名について報告した。今後、学識経験者から選出される委員を加え、7 月開催予定の令和 7 年度第 2 回地域スポーツクラブ育成委員会にて付議し、正式な委嘱手続きへ進む予定である。

〈主な意見〉

なし

## 報告 3. 令和 7 年度地域スポーツクラブ推進体制基盤強化事業（国庫補助事業）について

事務局から、国庫補助事業にて予定している取組（登録・認証制度の運用や新たなタイプの検討、行政向けリーフレットの増刷、クラブマネジメントセミナーの実施）について報告をした。また、都道府県スポーツ協会による地域課題の解決に向けた取組について、令和 7 年度は 38 道府県が申請し、令和 6 年度の委託金執行率が上昇している。今年度は、有効活用事例を周知し、各都道府県での地域課題解決に活かすことと、期中の執行率調査も継続し、昨年度以上の執行率を目指す。

〈主な意見〉

なし

## 報告 4. 令和 7 年度専門部会の取組

事務局から、総合型地域スポーツクラブ全国協議会における令和 7 年度専門部会の取組について報告した。

〈主な意見〉

○三部会の横のつながりがいないため、部会長で集まり、各部会の取組について把握する機会を設けた方がよいのではないかと。

## 報告 5. 令和7年度クラブ支援ミーティングについて

事務局から、令和7年6月19日(木)および20日(金)に開催する令和7年度クラブ支援ミーティングの概要を報告した。

〈意見〉

○クラブアドバイザーがいない都道府県はどのようにカバーしているのか。

【事務局】

クラブアドバイザーがなくても委託事業を行っている都道府県もあるため、そこを通じて周知している。

## 報告 6. 令和7年度スポーツ振興くじ助成金交付決定

事務局から、令和7年度スポーツ振興くじ助成金交付の決定額一覧について報告した。

(単位:円)

| 事業名                             | 申請額        | 決定額※      | R6 決定額<br>(参考) |
|---------------------------------|------------|-----------|----------------|
| ① ブロック別クラブネットワーク<br>アクション2025   | 8,905,000  | 7,124,000 | 6,830,000      |
| ② 総合型地域スポーツクラブ<br>情報提供(メールマガジン) | 1,745,000  | 1,745,000 | 1,664,000      |
| 合計                              | 10,650,000 | 8,869,000 | 8,494,000      |

※ ブロック別クラブネットワークアクション2025については、日本スポーツ振興センターによる審査の結果、決定額が減額となった。

〈意見〉

なし

## 報告 7. 「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめについて

事務局から、令和6年8月から計4回開催された「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」について報告した。最終とりまとめでは、部活動改革の取組名称を「地域移行」から「地域展開」へ改め、今後6年を「改革実行期間」と位置づけることなど、総論として5項目、各論として8項目が示された。日本スポーツ協会としては、引き続き加盟団体と連携し、部活動改革への積極的な対応を進めていくこととしている。

〈意見〉

○学習指導要領における取扱いについて、今後どのようになるのか。

【事務局】

学習指導要領解説に地域クラブ活動の位置付け(学校外の活動)や教育的意義等を明確化した上で、学校と地域クラブとの間で連携して取り組むことが記載されている。